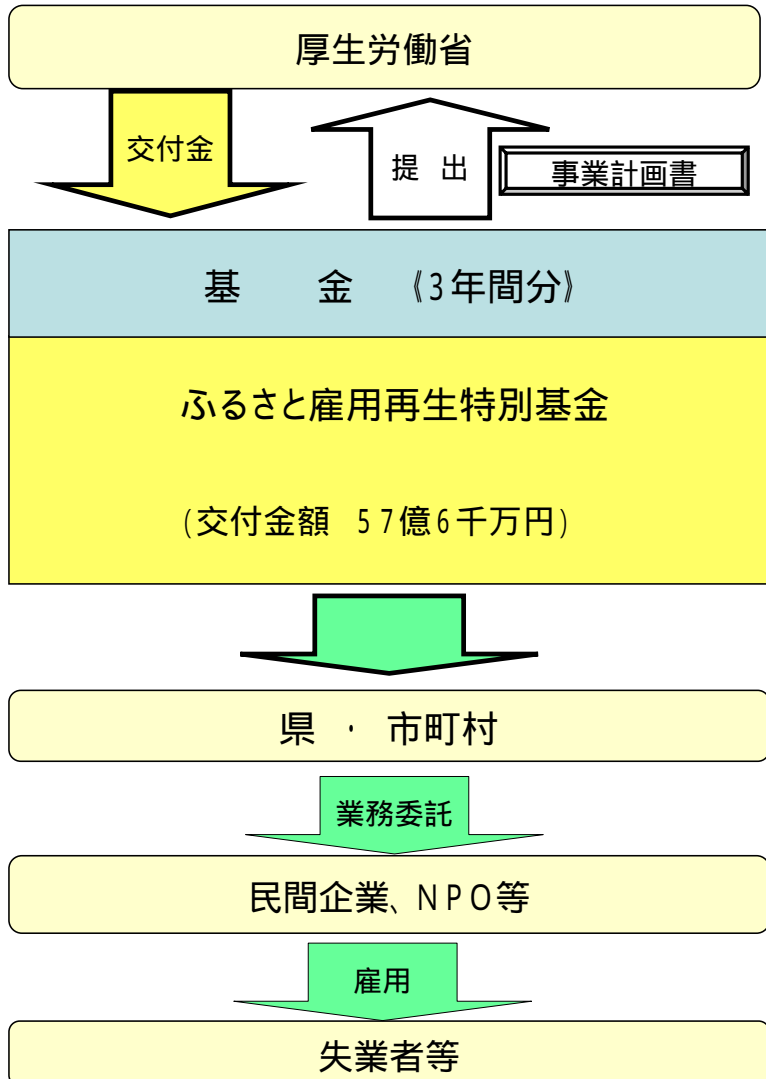


# 【ふるさと雇用再生特別基金事業の概要について】

## 【概 要】

国からの交付金を基に、都道府県に造成した基金を利用して、都道府県又は市町村が委託事業を実施し、失業者を雇い入れることにより、地域における継続的な雇用機会を創出する。

【事業期間：～平成23年度まで】



## 【ふるさと雇用再生特別基金事業の概要】

	ふるさと雇用再生特別基金
対象事業	地域内でニーズがあり、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待されるもの。 建設・土木事業でないこと
要件	県又は市町村が企画した新たな事業(既存事業の振替は不可) 新規雇用の失業者の person 費割合は、委託費の1/2以上
雇用期間	原則 1年以上で更新可能
実施事業	委託事業のみ
その他	一時金の支給 委託先事業主が、雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対し支給